

\* 本マニュアルは、基本的なものであり、各園及び学校においては、市内（学区内）の被害状況等に応じて適切な対応を実施すること。

体制	震度	対応事項 対応者	勤務時間内に発生		勤務時間外に発生	
					子どもがいる（土のガンバルーム）	子どもがいない（夜間、土日等）
準備体制	震度4	対応事項	① 子どもの安全確保・臨時安全点検 ② 被害の状況に応じて各学校で判断 （通常授業、授業打ち切り） ↓ ①、②について教委へ報告 ③ 連メル、緊急連絡サイト、HPの活用 （通常授業、授業打ち切り、下校時刻等を連絡） 打ち切りの場合は、下校指導を実施	① 地域の先生が子どもの安全確保 ② 地域の先生が家庭に連絡し、児童は帰宅 ③ 必要に応じて、管理職等が地域の先生と連絡 ※必要に応じて、施設・設備の臨時安全点検 ※必要に応じて管理職対応	※必要に応じて、施設・設備の臨時安全点検 ※必要に応じて管理職対応	
		対応者・動き等	○管理職及び教職員 ※教委に連絡し退勤			
警戒体制	震度5弱	対応事項	① 子どもの安全確保・臨時安全点検 ② 被害の状況に応じて各学校で判断（必要に応じて、教委と協議） （通常授業、授業打ち切り、引き渡し） ↓ ①、②について教委へ報告 ③ 連メル、緊急連絡サイト、HPの活用 （通常授業、授業打ち切り、引き渡し等を連絡） 打ち切りの場合は、下校指導を実施 ④ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※避難所設営の場合は協力	① 地域の先生が子どもの安全確保 ② 地域の先生が保護者に連絡し、引き渡しを ③ 必要に応じて、管理職等が地域の先生と連絡 ④ 施設・設備の臨時安全点検 ⑤ 安全点検の結果及び今後の対応について、教委（安全担当）へ報告 ⑥ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※避難所設営の場合は協力	① 子どもの状況把握（異常がある場合は緊急連絡サイトを活用し、安否確認等の状況報告を家庭から受ける） ② 施設・設備の臨時安全点検 ③ 安全点検の結果及び今後の対応について、教委（安全担当）へ報告 ④ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※避難所設営の場合は協力	
		対応者 ※動き等	○管理職及び教職員 ※管理職は、教育委員会の指示があるまで待機	○管理職及び必要に応じて校長が指定する教職員が被害状況等について、教育委員会に報告	○管理職及び必要に応じて校長が指定する教職員が被害状況等について、教育委員会に報告	
非常体制	震度5強以上	対応事項	① 子どもの安全確保・臨時安全点検 ② 学校近辺の被害状況から判断 原則として、子どもの引き渡しを実施 ↓ ①、②について教委へ報告 ③ 連メル、緊急連絡サイト、HPの活用 （引き渡し時刻、場所等を連絡） ④ 再度、施設・設備等の臨時安全点検を実施し、教委へ報告 ⑤ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※避難所設営の場合は協力	① 地域の先生が子どもの安全確保 ② 地域の先生が保護者に連絡し、引き渡しを ③ 必要に応じて、管理職等が地域の先生と連絡 ④ 施設・設備の臨時安全点検 ⑤ 安全点検の結果及び今後の対応について、教委（課長）へ報告 ⑥ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※避難所設営の場合は協力	① 子どもの状況把握（異常がある場合は緊急連絡サイトを活用し、安否確認等の状況報告を家庭から受ける） ② 施設・設備の臨時安全点検 ③ 安全点検の結果及び今後の対応について教委（課長）へ報告 ④ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※避難所設営の場合は協力	
		対応者 ※動き等	○管理職及び教職員 ※管理職は、教育委員会の指示があるまで待機	○管理職及び校長が指定する教職員 ※管理職等は被害状況等について、教育委員会に報告し、原則待機	○管理職及び校長が指定する教職員 ※管理職等は被害状況等について、教育委員会に報告し、原則待機	

※ 校外行事（遠足・修学旅行等）のとき地震が発生した場合は、上記を参考に、事前に策定した緊急対応マニュアル（安全確保、救護、学校・保護者への連絡等）に基づいて行動する。引率責任者が、①避難所退避、②学校にもどる、③家庭へ送る等の判断を行い、学校等との情報共有を図る。

※ 子どもの引き渡しについては、あらかじめ連絡方法、引き渡し場所（学校、家庭、避難所、隣近所）を個別に確認しておく。  
 ※ 各学校は、地区の指定避難場所を把握しておく。  
 ※ 避難所設営の場合は、市内各小中学校体育館が避難所となるため、災害対策本部の指示を受け、避難所設営に協力する。  
 ※ 緊急の場合、災害対策本部の指示がなくても避難者が来た場合は、体育館を開放する。

